

令和5年 第11回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年9月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため令和5年 第11回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第3号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1番 佐藤 勝 委員、 | 2番 山田 善太郎 委員、 |
| 3番 高橋 文彦 委員、 | 6番 曾根 金雄 委員、 |
| 7番 高橋 榮一 委員、 | 8番 大沢 純香 委員、 |
| 10番 高橋 寛 委員、 | 11番 菅原 勝宏 委員、 |
| 12番 氏家 勝子 委員、 | 13番 岩渕 弘 委員、 |
| 14番 鈴木 和子 委員、 | 15番 三浦 正勝 委員、 |
| 16番 尾形 陽一郎 委員、 | 17番 千田 公之 委員、 |
| 18番 佐々木 耕太郎 委員、 | 19番 鈴木 伸 委員、 |
| 20番 氏家 優一 委員、 | 21番 米山 嘉彦 委員、 |
| 22番 佐々木 進 委員、 | |
| 23番 三浦 栄 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員 (3名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 4番 菅原 昌行 委員、 | 5番 曾根 香代 委員、 |
| 9番 三浦 俊輔 委員、 | |

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただいまから、令和5年第11回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号4番 菅原 昌行 委員、議席番号5番 曾根 香代 委員、議席番号9番 三浦 俊輔 委員、から、所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議場の換気をしております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、
議席番号7番 高橋 榮一 委員、議席番号8番 大沢 純香 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る9月20日、議席番号20番 氏家 優一 委員、農地利用最適化推進委員の及川 正一 推進委員及び 鎌田 英利 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員 から報告願います。

及川 正一 推進委員

ご報告します。去る9月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりですが、番号1番は、耕作条件改善のため段差のある圃場を盛土及び切土を行うもので、施工後は近くの農家に貸出して牧草作付け予定となっており周辺農地への影響はないものと見てきました。

番号2番は、農業用施設として農機具庫兼休憩室を設置するもので、設置にあたり少々疑問な点がありましたが今後経過観察することで対応可能と判断しました。

いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

次に、第3区の番号3番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る9月21日、議席番号9番 三浦 俊輔 委員、議席番号10番 高橋 寛 委員、が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 高橋 寛 委員 から報告願います。

高橋 寛 委員

ご報告します。去る9月21日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、番号3番は、段差のある2枚の圃場のうち低いほうに盛土を行い段差解消するもので、周辺農地への影響はないものと判断してきました。

許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号8番から番号30番までの23案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号31番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第5、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第2区の番号1番から番号11番までの11案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号12番から番号13番の2案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号6番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員 から報告願います。

及川 正一 推進委員

ご報告します。去る9月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番は、労力不足と相手方要望による所有権移転売買
番号2番は、労力不足により相手方に贈与するもの、番号3番は、農業者年金受給継続のため
の使用貸借権設定、番号4番から6番は、いずれも労力不足による所有権移転売買となり、
いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から番号12番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る9月21日、議席番号14番 鈴木 和子 委員、農地利用最適化推進委員の
鈴木 総司 推進委員及び 鈴木 善典 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その
結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 総司 推進委員 から報告願います。

鈴木 総司 推進委員

ご報告します。去る9月21日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号7番から12番は、いずれも労力不足や相手方の要望
による所有権の移転売買や移転贈与、経営規模拡大による賃貸借権設定、営農型太陽光発電
設備設置に伴う区分地上権設定であり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断し
ました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号13番から番号20番までの8案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 高橋 寛 委員 から報告願います。

高橋 寛 委員

ご報告します。去る9月21日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号13番と14番は、経営合理化による所有権移転売買で、それぞれ共有名義の持分売買ということですが、特に問題はないと判断しました。

番号15番から20番は、親子間の経営継承による贈与、労力不足や経営規模拡大による所有権移転売買であります。このうち番号18番については新規就農のための売買ですが、農地に隣接する宅地と家屋も購入し、農地では大豆を栽培する予定で農機具も購入する旨営農計画書で確認しました。

いずれも許可にあたっては審査基準を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号20番までの20案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号20番までの20案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号4番までの4案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号20番 氏家 優一 委員 から報告願います。

氏家 優一 委員

氏家でございます。ご報告します。去る9月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、宅地に囲まれた農地で現在は何も作付されておらず、太陽光発電設備設置のため所有権移転売買するものです。雨水については自然浸透又は既存側溝に排水すると

ということで、周辺への影響はないものと判断しました。

番号2番は、周囲を山林と畑に囲まれた農地で一部山林化しており、そこに太陽光発電設備を設置するという案件で、雨水については自然浸透排水するというので、周辺への影響はないものと判断しました。

番号3番と4番は、令和2年に許可されている営農型太陽光発電設備設置の期間更新に伴う地上権設定であり、下部ではブルーベリーが栽培されていますが当初訪問時は雑草が繁茂し、何処に木があるか分からない状況でした。その後当局により指導が行われ、雑草が刈り払われ木が表れておりました。

今後の生育状況を観察していく必要があると思われませんが、今後の管理に期待し問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

15番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

15番の三浦です。番号3番と4番ですが営農型太陽光発電のパネル下部でのこれまで3年間のブルーベリーの生育状況を伺います。

議長

事務局説明。

事務局

現時点で3年経過であるが、市場に流通させるほどの収穫量に至っていないと聞いており収量報告の際に提出される第三者の意見書では、育成状況は概ね問題なしと確認しています。今後にあつては、氏家委員の報告にあつたように観察を続けてまいります。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

事務局説明のとおりパネル下部での生育状況を継続的に確認していく必要があると思います。ただ今の説明で了解しました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から番号8番までの4案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 善典 推進委員 から報告願います。

鈴木 善典 推進委員

鈴木です。去る9月21日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番は、現在休耕田で管理もされており問題ないものと判断しました。番号6番は一般個人住宅の建築造成で親子間の使用貸借権設定であり、問題ないものと判断しました。番号7番は、営農型太陽光発電設備設置の案件で、周辺の農地に影響はなく特に問題ないものと判断しました。番号8番は、6番と同様に一般個人住宅の建築造成で親子間の使用貸借権設定であり、問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 高橋 寛 委員 から報告願います。

高橋 寛 委員

ご報告します。去る9月21日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号9番は、現在は休耕している畑で、一般個人住宅の建築造成のため親子間の使用貸借権設定を行うもので、必要最小限の面積を設定しており、許可にあたっては審査基準を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、

番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時40分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時41分)

議長

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号1番の1案件について審議いたします。

議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時42分)

(18番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時42分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号1番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号1番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席
番号18番 佐々木 耕太郎 委員 の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時44分)
(18番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時44分)

次に、第1区の番号2番の1案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号3番から番号4番の2案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

7番 高橋 榮一 委員。

高橋 榮一 委員

7番の高橋です。番号3番についてですが、総会資料中の賃借料50kg/10aでは129kg/総額と一致しないのではないのでしょうか。

議長

事務局説明。

事務局

ご指摘のとおりであり、1,290kg/総額に訂正願います。

議長

高橋委員よろしいですか。

高橋 榮一 委員

了解しました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、

番号2番から番号5番までの4案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号2番から番号5番までの4案件については、原案を可とすることに決定いたしました。なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、鎌田 英利 推進委員 から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

報告いたします。去る9月20日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号1番から4番は、隣接する農地であり一括報告します。これらにつきましては労力不足が原因でいずれも山林化し現在に至っており、いずれも農地に復元することが困難な状況で、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、現地は宅地と一体化している狭小地で、農地としての利用は困難であることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号6番は、傾斜地で雑木が繁茂し山林化しており、農地としての利用は困難であることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号7番は、宅地裏側は雑木林と一体化、東側は雑草が繁茂し、農地としての利用は困難であることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番の1案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号14番 鈴木 和子 委員 から報告願います。

鈴木 和子 委員

14番の鈴木です。去る9月21日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号8番は、すでに砂利が敷かれ宅地への進入路として使用されている状況でした。今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 非農地証明願についての
番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、
挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第11、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号1番の1案件について審議いたします。

及川 正一 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時04分)

(及川 正一 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後3時04分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 氏家 優一 委員 から報告願います。

氏家 優一 委員

報告します。番号1番は、業務拡大による従業員の増加に伴う駐車場拡大のための除外申請です。現地を確認しますと申請地西側に既に駐車場が整備されており、周辺は休耕田であり、農振除外および転用にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての、
第1区の番号1番の1案件について、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての、
第1区の番号1番の1案件については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、
及川 正一 推進委員 の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時07分)
(及川 正一 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後3時07分)

次に、第2区の番号2番から番号4番までの3案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号14番 鈴木 和子 委員 から報告願います。

鈴木 和子 委員

報告します。番号2番は、現地を確認しますとグループホームの隣で現在大型ハウスや、パイプハウスが建っておりました。それを撤去、盛土し整備して駐車場および入所者運動場に利用するものです。転用にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号3番は、圃場整備事業による農用地区域への編入案件で、迫川上流土地改良区が代理申請しており、特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、事業計画者であるガス・設備業者の資材置場として申請地北側で利用されている土地と同じ高さまで盛土するものです。周辺農地への影響はないものと思われ、転用にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 高橋 寛 委員 から報告願います。

高橋 寛 委員

報告します。番号5番は、鶯沢堰根地区の集会所と駐車場の建築造成であり、現地を確認集落に接続し、周辺農地への影響はないものと思われ、転用にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての、

番号2番から番号5番までの4案件について、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願ひます。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての、

番号2番から番号5番までの4案件については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第11回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願ひます。ご苦勞様でした。

< 午後3時22分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

吉 田 優 俊

議事録署名委員

高 橋 榮 一

議事録署名委員

大 沢 純 香